

農業振興補償融資制度

1 目的

農業者等が行う事業で農業振興上特に必要があると認めるときは、金融機関を通じ農業振興補償融資の貸付けを行います。

2 事業内容

(1) 融資対象事業

- ① 土地改良事業を行うために要する資金
- ② 農業者の副業施設に要する資金
- ③ 大農機具取得に要する資金
- ④ 家畜等の取得に要する資金
- ⑤ 畜舎、たい肥場、サイロ、農機具庫その他農畜産等の生産増強のために必要な施設等に要する資金
- ⑥ 農業経営規模の拡大のための農地等取得に要する資金
- ⑦ 農業者の研修施設建設等に要する資金
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める資金

(2) 融資期間及び償還方法

原則5年以内、元金均等年賦償還

(3) 融資限度額

個人400万円、生産組織800万円以内

(ただし、(1)の⑤に係る資金の融資限度額は、事業費の80%相当額と個人480万円又は生産組織960万円のいずれか低い額)

(1)の⑧に係る融資限度額は、前項の規定とは別枠として別に市長が定める。

(4) 融資の利率

年5.5%以内

(5) 担保及び保証人

担保の提供または保証人1人以上が必要

(保証人は北海道農業信用基金協会又は市内に居住する者であって、そのうち1人は専業経営者)

3 予算額

項 目	令和6年度予算額
農業振興補償融資原資貸付金	6,000千円

連絡先
農政担い手育成係 TEL 28-8033